

届出制手数料に係わる手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	0円
求人・求職の申込みを受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年で支払われる理論年収(労働条件通知書または採用決定通知書をもとに算出する年収額)の最大100%とする。 期間の定めのある場合も同様とする。 手数料負担は、求人者とします。 但し、入社後に紹介者が自己都合で早期退職に至った場合は以下の通り成功報酬の一部を返金とする。 原則として返還の金額は、入社より1ヵ月以内の退職の場合コンサルティング料の80%、入社より2ヵ月以内の場合50%、入社より3ヵ月以内の場合30%とし、入社より4ヵ月以降はコンサルティング料の返還はないものとする。 但し、上記以外の条件で別途締結をする場合は基本契約書または覚書に準じ、成功報酬の一部を返金します。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年で支払われる理論年収(労働条件通知書または採用決定通知書をもとに算出する年収額)の最大100%とする。 期間の定めのある場合も同様とする。 手数料負担は、求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索	着手金 1, 000, 000円 活動一日当たり 100, 000円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年で支払われる理論年収(労働条件通知書または採用決定通知書をもとに算出する年収額)の最大100%とする。 期間の定めのある場合も同様とする。 手数料負担者は、求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年で支払われる理論年収(労働条件通知書または採用決定通知書をもとに算出する年収額)の最大100%とする。 期間の定めのある場合も同様とする。 手数料負担者は、関係雇用主とします。

上記手数料以外に消費税は別途加算となります。